

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定業務に係る公募  
型プロポーザルの実施について（公告）

令和7年7月7日

生 駒 市 長 小 紫 雅 史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定業務

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和8年6月30日（業務委託契約）

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

2者以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(7)の事項をすべて満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。

(1)市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。ただし、上記申請書を提出していないものは、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

- ① 誓約書（暴力団排除関係）（様式10）
- ② 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
- ③ 個人にあっては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
- ④ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及

地方消費税)」の写し

⑤ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

(2) 公示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 5 提出期限

令和7年7月28日（月）17時00分まで（必着）